

羽 生 市

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 12 月

羽 生 市

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
(1) いじめの定義	1
(2) いじめに対する基本認識	1
(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
① いじめの未然防止	2
② いじめの早期発見	2
③ いじめの早期解消	3
2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
(1) いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施すべき取組	3
① いじめの未然防止	3
② いじめの早期発見	4
③ いじめの早期解消	4
④ 地域や家庭、関係機関等との連携	5
⑤ 羽生市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
⑥ 教育委員会の附属機関の設置	5
(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	5
① いじめの未然防止	5

② いじめの早期発見	7
③ いじめの早期解消	7
④ 学校いじめ防止基本方針の策定	9
⑤ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	9
⑥ 他校との連携、保護者・地域との連携	10

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態の報告	10
(3) 調査の主体	10
(4) 調査の実施	10
(5) 調査に当たっての留意事項	11
(6) 調査結果の提供、児童等及びその保護者への説明	11
(7) 調査結果の報告	11
(8) 再調査	12
(9) 再調査の結果を踏まえた措置等	12

4 その他

(1) 点検評価	12
(2) 羽生市基本方針の見直し	12

※ 資料

重大事態が起きた場合の対応	13
---------------	----

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童又は生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

羽生市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「羽生市基本方針」という。）は、羽生市（以下「市」という。）・市内小中学校・地域住民・家庭その他の関係者が一体となっていじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために市が策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団で無視をされる。

ウ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする。

カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するかどうかを判断するに当たって、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

（2）いじめに対する基本認識

子どもたちのいじめを防止するためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

ア いじめは絶対に許されない。

イ いじめは卑怯な行為である。

ウ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。

エ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにく

い。

いじめの問題の克服は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた市全体の課題である。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、以下の4点を重視して行われなければならない。

ア 全ての児童等が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。

イ いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童等が十分に理解できるようにすること。

ウ いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、児童等がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること。

エ いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指すこと。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。」との認識に立ち、以下の3つの視点でいじめの防止等のための取組を行う。

① いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、関係者が一体となっていじめを生まない土壌をつくることが重要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは絶対に許されない。」という基本認識の徹底を図り、児童等の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレス等に適切に対処できる力を育むこと、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをすること等も重要であり、併せて、地域、家庭と一体となつて取組を推進するための普及啓発をすることも必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のため、市や羽生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童等がいじめの被害や事実を訴えやすい体

制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童等を見守ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行うことが必要である。

③ いじめの早期解消

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して適切に指導するなど組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談の内容や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 教職員の資質向上

教育委員会は、学校訪問による指導や教職員を対象とした研修を通して、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の内容を充実させ、教職員の資質能力の向上を図る。

イ いじめ防止強化期間の設定

教育委員会は、いじめ防止のための継続的な啓発のため「いじめ防止強化期間」を定め、いじめ防止を推進する取組を積極的に推進する。

ウ 学校に対する支援

・市及び教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、ゆとりをもっていじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図ることにより、学校運営の改善を支援する。

また、いじめを防止するため学校が行う下記の活動に対し、必要な支援を行う。

・児童等の豊かな情操と道徳心を培うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育・体験活動等の充実
・いじめの防止に資する活動であって、児童等が自主的に行うものに対する支援や、いじめを防止することの重要性に関する理解を児童等、保護者、教職員、地域住民に深めるための啓発

エ 保護者や地域住民を対象とした啓発活動

市及び教育委員会は、保護者子どもの規範意識を高めるための指導等を適切に行うことができるよう、また、市民がいじめを子どもの命

に関わる人権問題として捉え、この問題を正しく認識し、いじめ問題解決への取り組みについての理解を促すよう、保護者や地域住民を対象とした啓発活動を充実する。

オ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

教育委員会は、市内小中学校におけるいじめ防止のための活動や実態把握の取組状況等を点検し、充実を図る。

② いじめの早期発見

ア いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

市及び教育委員会は、電話やメール等いじめの通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、市民への周知を図る。また、いじめチェックシートを作成してその活用を促進し、学校や家庭におけるいじめの早期発見を図る等の取組の充実を促す。

イ 教育相談体制の充実

教育委員会は、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備するとともに、教育相談等の窓口の充実を図る。

ウ 専門的知識を有する者等の配置

教育委員会は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含むいじめ・教育相談に応じる者の確保等必要な措置を行う。

③ いじめの早期解消

ア 各学校・各地域相互間の連携協力体制の整備

市及び教育委員会は、学校や地域が、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援やいじめを行った児童等又はその保護者に対する指導、支援等を適切に行うことができるようにするため、各学校・各地域相互間の連携協力体制を整備する。

イ いじめに係る相談窓口の設置

市及び教育委員会は、いじめについての相談窓口を設置し、積極的な周知等により気軽に相談できるような体制を整備することにより、児童等や家庭の支援を行う。

ウ 報告に係る支援、調査等

市及び教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し支援を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。

エ いじめへの対応や対策の実施状況についての調査・研究

市及び教育委員会は、いじめを受けた児童等に対する支援並びにいじめを行った児童等に対する指導及び支援の在り方、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめへの対応のために必要な事項や対策の実施状況について調査・研究をし、そ

の成果の普及を行う。

オ 児童等の出席停止

教育委員会は、学校がいじめを解消するために必要な措置を講じたにもかかわらず、同様のいじめが発生する可能性があると判断した場合は、必要に応じて、いじめを行った児童等の保護者に対し、羽生市立小・中学校出席停止命令の手續に関する規則に基づき当該児童等の出席停止を命ずるなどの措置を講ずる。

カ 学校評価

教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校に対し、以下の内容に配慮するよう必要な指導及び助言を行う。

- ・学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみの評価としないようにすること。
- ・問題を隠さず、実態把握や対応が促されるようにすること。
- ・児童等や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況が表れるようにすること。
- ・評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにすること。

④ 地域や家庭、関係機関等との連携

市及び教育委員会は、いじめの予防や早期発見、解消を効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の間の連携を強化するとともに、必要な協働体制の整備を行う。

⑤ 羽生市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、羽生市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

羽生市いじめ問題対策連絡協議会は、副市長、児童相談所、地方法務局、警察、学校、PTA、市の職員その他市長が特に必要と認める者により構成する。

⑥ 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、附属機関を設置する。

この附属機関には、専門的な知識及び知見を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 児童等の社会性や規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因、背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知をし、平素から共通理解を

図るとともに、日常的にいじめの問題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気や学校全体で醸成するなど、児童等の社会性や規範意識の向上を図る取組を推進する。

イ 道徳教育・人権教育等の充実

児童等の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認めるなど、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ 児童等理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や複雑な人間関係等によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、児童等一人一人を大切にしたい分りやすい授業を行うとともに、児童等一人一人が活躍できる集団をつくる。また、ストレスに対して適切に対処できる力を育むとともに、障がい（発達障がいを含む。）について、適切に理解した上で、児童等に対する指導に当たる。

エ 児童等の自己肯定感を高める居場所づくりの推進

児童等の自己肯定感を高めることは、他の人の大切さを認めることにもつながる。全ての児童等が、認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童等が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、家庭や地域住民等にも協力を求め、児童等が幅広い大人から認められているという思いを得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

オ 児童等自らがいじめについて学べる取組の推進

児童等自らがいじめの問題について学び、いじめの問題を主体的に考えて、いじめの防止を訴えることができる取組を推進する。

カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発及び情報モラル教育の推進

児童等、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえ、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

また、携帯電話のメール等を利用したいじめを防止するため、児童等への情報モラル教育を推進する。

キ いじめ防止強化期間の設定

いじめ防止のための継続的な啓発のため、以下の期間を「いじめ防止強化期間」と定め、いじめ防止を推進する取組を積極的に推進する。

1 学期 5月1日から 5月10日まで

2 学期 11月1日から11月10日まで

3 学期 2月1日から 2月10日まで 年間30日間

② いじめの早期発見

ア 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、児童等がいじめを訴えやすい状態をつくるため、当該学校に在籍する児童等を対象に定期的な調査その他の必要な措置を講ずる（年間3回程度）。

イ いじめチェックシートを活用した支援体制の整備

ささいないじめの兆候に対して、早い段階から関わられるよう、保護者用のいじめチェックシート等を活用することにより、家庭と連携して児童等を見守る体制を整備する。

ウ 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童等の学校生活の様子等から得られるいじめに関する情報を把握するだけでなく、教職員と児童等の間で日常行われている日記等や、個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握するための取組を工夫する。収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有する。

エ いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、児童等及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た、児童等の個人情報については、守秘義務に配慮し、適切に扱う。

オ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働体制の構築を図る。

カ インターネット上のいじめチェックの実施

インターネット上のいじめの有無について定期的にチェックをすることにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、保護者に対し、インターネット上のいじめについての理解を求め、いじめの早期発見に努める。

③ いじめの早期解消

ア 児童等からいじめに係る相談を受けた際の安全確保

児童等や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。

なお、学校による対応だけでは、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、緊急性が認められるときは、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

イ 市及び教育委員会への報告及び被害・加害児童等の保護者への連絡等

発見・通報を受けた校長は、必要に応じ法第22条に規定するいじめの防止等の対策のための組織に直ちに情報を提供し、対応の方向性を教職員全員で共有できるようにする。その後、当該組織と学校が連携しながら速やかに関係児童等から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について市長及び教育委員会に報告するとともに被害・加害児童等の保護者に説明する。

ウ いじめられた児童等又はその保護者への支援

いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童等を別室において指導する等いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとる等必要な措置を講じる。

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて適切な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を正確に当該児童等又はその保護者等へ提供する。

エ いじめた児童等への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童等から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、当該児童等の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童等への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童等が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童等の健全な人格の発達、プライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

オ いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童等といじめた児童等を始めとする児童等の関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合う等、全ての児童等が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

カ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。

④ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針、羽生市基本方針を参酌し、学校の実態を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、③いじめの早期解消、を視点として、いじめの防止等のための取組、教育相談体制、児童等に対する指導体制、校内研修等の在り方について定める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検し、必要に応じてこれを見直す。

さらに、策定した「学校基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。

⑤ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめを防止するためには、学校の組織的な対応が必要であることから、法第22条の規定により学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

この組織は、以下のような役割を担うこととする。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正の中核となる役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報を収集、記録するとともに、教職員間の共通理解を図る役割

エ いじめの情報の迅速な共有や関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を中核となって実施する役割

この組織は、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。当該組織を構成する複数の教職員については、この組織が組織的対応の中核として機能するような体制となるよう、管理職や主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定する。

なお、心理や福祉の専門家等の参加を受けて対応することは、より実効的ないじめ問題の解決に資することができることから、必要に応じて参加を求めるものとする。

学校においては、児童等に対する指導上の課題に関して組織的に対応するため、生徒指導部会等の名称の組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織とすることも考えられる。また、組織の名称は各学校の判断によるものとする。

⑥ 他校との連携、保護者・地域との連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合も考えられるため、適切な対応ができるよう学校相互間の連携協力をおこなう。

また、保護者や地域との連携により、いじめに対応できるような仕組み作りを進める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合をいう。

また、教育委員会又は学校は、児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという連絡を受けたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば、以下のケースが想定される。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会に、事態発生について報告する。また、教育委員会は、市長にこれを報告する。

(3) 調査の主体

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ、教育委員会が決定する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(4) 調査の実施

教育委員会又は学校は、いじめの事案が重大事態であると判断したとき

は、当該重大事態に係る調査を行う。

この調査において、教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき設置されるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家専門家を加えるなどの方法により、調査を行うための組織とする。

これらの組織の構成は、調査の公平性・中立性を確保するため、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

（5）調査に当たっての留意事項

この調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のために行うものではない。

なお、調査に当たっては下記の点に留意する。

ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

当該児童等から十分に聞きとるとともに、必要に応じて、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童等や情報を提供した児童等を守ることを最優先とする。

イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡等いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査の在り方について協議し、調査に着手する。調査の手法については、在籍児童等や教職員に対する質問紙による調査、聞き取り調査等の方法が考えられる。

（6）調査結果の提供、児童等及びその保護者への説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査の進捗状況及び調査結果についていじめを受けた児童等やその保護者に説明する。

ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

（7）調査結果の報告

重大事態に係る調査を学校が実施したときは、調査結果について、教育委員会を通じて市長へ報告する。教育委員会が実施した場合は市長に報告する。

上記（５）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

（８）再調査

上記（６）の報告を受けた市長は、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により法第３０条第２項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

この附属機関の構成は、弁護士や学識経験者、福祉の専門家等専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものでない者とする。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、情報を正確に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明する。

（９）再調査の結果を踏まえた措置等

市及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣することにより重点的な支援を行う等必要な措置を行う。

市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置をする。

４ その他

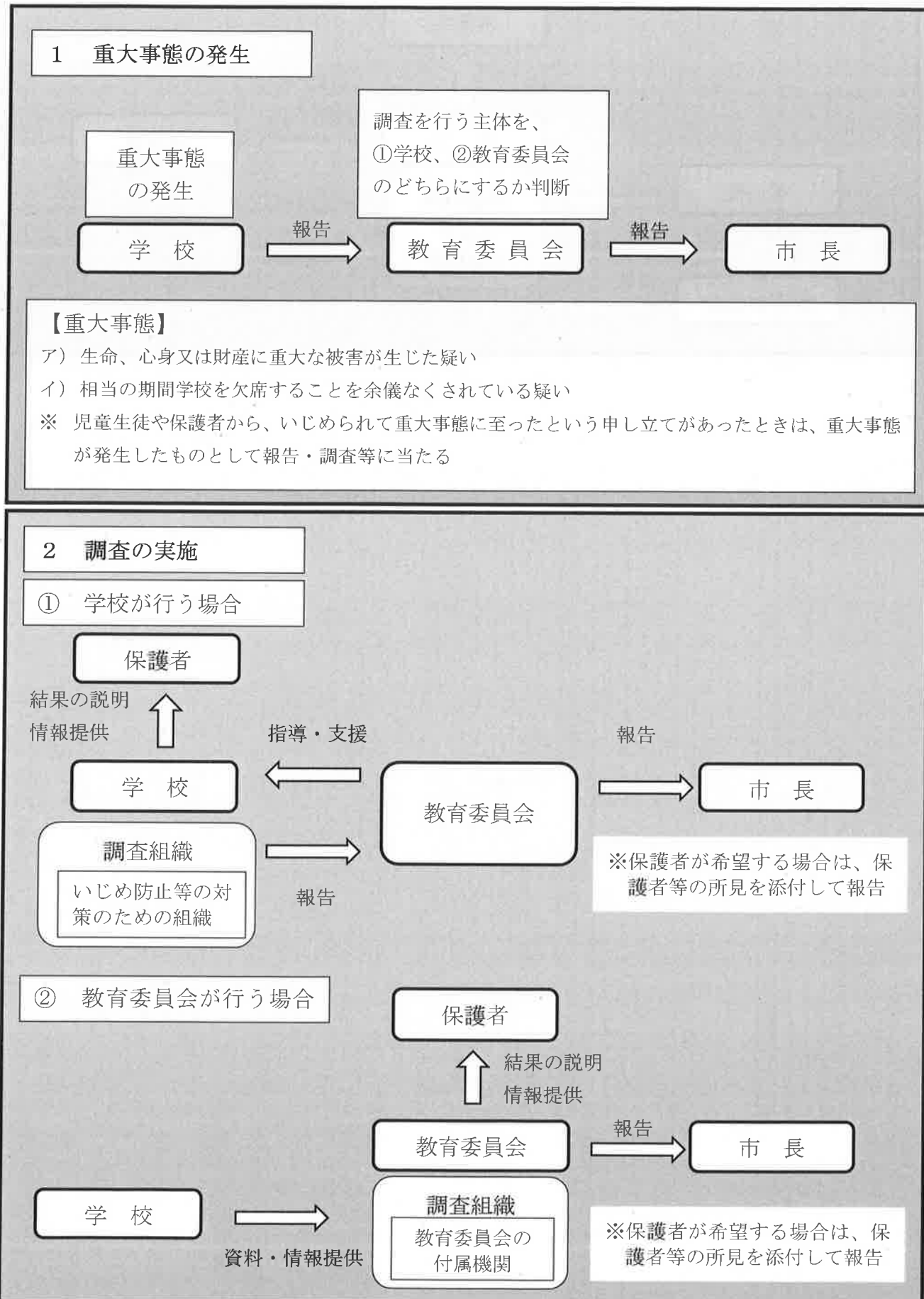
（１）点検評価

市は、羽生市基本方針が地域の実情に即し機能しているかについて、羽生市いじめ問題対策連絡協議会等の機関を活用し、必要に応じ点検及び評価を行う。

（２）羽生市基本方針の見直し

羽生市基本方針は、関係法令の改正や国の基本方針の見直し、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

<重大事態が起きた場合の対応>



3 再調査

